

市川三郷町立病院改革プラン

本改革プランは総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」の趣旨を踏まえ、医師不足や医療制度改革などにより、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域において必要な医療機能を確保するとともに、経営の健全化に向けての取り組み、毎年度の見直しを行いながら、質の高い医療を安定的に提供できる体制を構築するために策定しました。

問い合わせ

市川三郷町立病院 事務室

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門428-1

Tel 055-272-3000

Fax 055-272-0937

E-mail choritsu-b@town.ichikawamisato.lg.jp

市川三郷町立病院改革プラン

団 体 名		市川三郷町					
プ ラ ン の 名 称		市川三郷町立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 18日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院 の 現 状	病 院 名	市川三郷町立病院					
	所 在 地	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門428-1					
	病 床 数	一般病床 100床					
	診 療 科 目	内科・外科・泌尿器科・眼科・整形外科・皮膚科・婦人科・耳鼻咽喉科・脳神経外科・リハビリテーション科・人工透析室・人間ドック					
公立病院として今後果たすべき役割		■昭和49年11月、旧市川大門町立病院として西八代郡唯一の公的医療機関として開院し、以来地域医療の拠点として地域住民の健康保持と医療提供という使命と役割を今後も果たして行きます。 ■町立病院として町民から信頼され、地域に貢献できる病院づくりを基本計画として運営を続けていきます。 ■救急告示病院、病院群輪番制病院として、休日、夜間に二次救急医療を引き続き実施するとともに、初期救急医療をカバーしていきます。 ■昭和54年3月、峡南地域へき地中核病院に指定されてから、町民のみならず同地域の無医師地区等への巡回診療を今後も行っていきます。 ■町民一人ひとりが健康の確認をしながら、生涯を自立して生活していくための健康づくりを目指し「健康と福祉のまちづくり事業」を推進しているが、当院は保健・医療・福祉を支える担い手として中核的役割を果たしていきます。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		■一般会計等における費用負担が行われるべきものの範囲の考え方 建設改良に要する経費(企業債償還金(元金・利息))、リハビリテーション医療に要する経費、救急医療の確保に要する経費、高度医療に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費(不採算地区病院の運営に要する経費、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、追加費用の負担に要する経費)、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担金に要する経費、保健衛生行政事務に要する経費、その他 ■詳細別紙2					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	92.3	95.4	97.3	98.8	100.4	
	職員給与費比率(%)	56.9	53.1	53.0	52.7	51.1	
	病床利用率(%)	57.6	58.0	64.0	64.0	64.0	
	医業収支比率(%)	88.8	91.2	90.2	91.6	93.7	
	職員平均年齢	45.2	45.5	44.9	44.6	43.1	
	病床100床当たり職員数	117.4	110.4	108.4	108.4	106.4	
	入院患者1人1日あたり診療収入	28,456	30,000	30,000	30,000	30,000	単位:円
	外来患者1人1日あたり診療収入	10,069	10,160	10,160	10,160	10,160	単位:円
	外来入院患者比率(%)	371.5	347.2	314.6	314.6	314.6	
	1日平均入院患者数	58	58	64	64	64	
	1日平均外来患者数	321	300	300	300	300	
	平均在院日数	14.2	13.7	13.7	13.7	13.7	
	上記目標数値設定の考え方	急性期病院として、また、二次医療機関として地域医療及び公共の福祉を推進するため、現段階における最良の医療の提供と安定した経営を目指した数値目標を設定した。 病床利用率については、平成23年度の目標値を64%としているが、これは病床利用率よりも平成23年度の黒字化を第1目標としたためであるが、当プラン期間中に医師・看護師の確保を図り、病床数については総合的な検討を行い、病床利用率の向上を図っていきたい。					

				団体名 (病院名)	市川三郷町 (市川三郷町立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者取扱件数		2,341	2,350	2,350	2,350	2,350	
救急自動車搬送件数		287	290	290	290	290	
手術件数		673	320	320	320	320	
へき地巡回診療回数		100	101	98	99	99	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	・徹底した経費の見直し ・目標指標を策定した病院運営 ・外来投薬の院外処方化(実施済み) ・病院マニュアルの策定				
		事業規模・形態の見直し	町民の健康と安全を守ることが、地方自治体としての町の使命である。地域医療と公共の福祉に寄与するため、医師確保に努め、現在の事業規模及び経営形態(公営企業法財務適用)で、病院の維持に努める。 ただし、当分の間、現状の病床数を維持するも、県における再編・ネットワーク化計画の動向を見据え、許可病床数については計画期間中に適正化の検討を行う。				
		経費削減・抑制対策	・薬品、診療・給食材料などの調達費の改善 ・後発医薬品の効果的な導入の研究 ・事務機器等の新規導入の抑制 ・職員の退職不補充(医師・看護師以外) H21 △3名 H22 H23 △2名 計 △5名				
		収入増加・確保対策	・医師確保 内科医師 1名 整形外科医師 1名 計 2名 ・滞納者への督促及び訪問による早期回収 ・料金体系(使用料・手数料)の見直し ・MRI等高度医療機器の活用による収入増加確保対策 ・紹介率の向上				
		その他	・患者サービスの向上に向けた適切な苦情処理 ・患者満足度調査の実施 ・オーダーリングシステム導入による診療及び会計における待ち時間の短縮 ・経営意識の改革として、職員研修の定期的な実施				
	各年度の収支計画		別紙のとおり				
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	59.7%	18年度	53.7%	19年度	57.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・少子高齢化の進展が県内でも早い当地域にとって高齢者の医療需要は引き続き見込まれるため、今後も医師の確保に努める。 なお、圏域内に社会保険病院が立地しているため、今後明らかにされる社会保険病院に対する国等の方針を踏まえ、望ましい病床数のあり方について検討を行う。 ・開院から34年経過しており、施設の老朽化が著しい。建替を含めた施設の改善方策を検討する必要がある。					

		団体名 (病院名)	市川三郷町 (市川三郷町立病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	・二次医療圏の公立病院等 市川三郷町立病院(一般100床)、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院(一般61床)、社会保険鵜沢病院(一般154床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・今後、明らかにされる社会保険鵜沢病院に対する国等の方針や、地元町村の合併の動向を踏まえ、望ましい再編・ネットワーク化のあり方を検討する。 ・この地域における医療体制を確保するため、市川三郷町立病院は病床数のあり方の検討を行うなど、経営面の改善に努め、医療機関としての存続を図る。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成25年度	<内 容> ・今後、明らかにされる社会保険鵜沢病院に対する国等の方針や、地元町村の合併の動向を踏まえ、望ましい再編・ネットワーク化のあり方を検討する。 ・この地域における医療体制を確保するため、市川三郷町立病院は病床数のあり方の検討を行うなど、経営面の改善に努め、医療機関としての存続を図る。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所には ☒ を記入)	☒ 公営企業法財務適用 ☐ 公営企業法全部適用 ☐ 地方独立行政法人 ☐ 指定管理者制度 ☐ 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には ☒ を記入、検討中の場合は複数可)	☒ 公営企業法全部適用 ☒ 地方独立行政法人 ☐ 指定管理者制度 ☐ 民間譲渡 ☐ 診療所化 ☐ 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成25年度	<内 容> 町民の健康と安全を守るとは、地方自治体としての町の使命である。現在の経営形態(公営企業法財務適用)で、病院事業の維持に努める。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	既存の町立病院運営委員会により、改革プランの取組状況の点検評価を実施。広報及びホームページにより周知。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年2回(8月、2月)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	市川三郷町 (市川三郷町立病院)
--------------	---------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区 分							
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,494	1,490	1,489	1,543	1,546	1,549
	(1) 料 金 収 入	1,385	1,392	1,380	1,439	1,442	1,445
	(2) そ の 他	109	98	109	104	104	104
	うち他会計負担金	34	35	35	33	33	33
	2. 医 業 外 収 益	106	107	117	138	138	128
	(1) 他会計負担金・補助金	96	95	105	127	127	117
	(2) 国 (県) 補 助 金	8	8	7	7	7	7
	(3) そ の 他	2	4	5	4	4	4
	経 常 収 益 (A)	1,600	1,597	1,606	1,681	1,684	1,677
支 出	1. 医 業 費 用 b	1,674	1,678	1,633	1,711	1,687	1,654
	(1) 職 員 給 与 費 c	882	848	791	818	814	792
	(2) 材 料 費	371	370	363	398	398	398
	(3) 経 費	339	382	403	422	414	409
	(4) 減 価 償 却 費	76	73	72	68	57	51
	(5) そ の 他	6	5	4	5	4	4
	2. 医 業 外 費 用	50	52	51	17	17	16
	(1) 支 払 利 息	22	22	20	16	15	14
	(2) そ の 他	28	30	31	1	2	2
	経 常 費 用 (B)	1,724	1,730	1,684	1,728	1,704	1,670
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		△ 124	△ 133	△ 78	△ 47	△ 20	7
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)		△ 124	△ 133	△ 78	△ 47	△ 20	7
累 積 欠 損 金 (G)		270	403	481	528	548	541
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	553	490	465	473	463	463
	流 動 負 債 (イ)	338	395	445	463	442	407
	うち一時借入金	120	190	270	281	270	235
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
	差引 不良債務 {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)} (オ)	△ 215	△ 95	△ 20	△ 10	△ 21	△ 56
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)		95	120	75	10	△ 11	△ 35
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		92.8	92.3	95.4	97.3	98.8	100.4
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		△ 14.4	△ 6.4	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.4	△ 3.6
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		89.2	88.8	91.2	90.2	91.6	93.7
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		59.1	56.9	53.1	53.0	52.7	51.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		-	-	-	-	-	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		53.7	57.6	58.0	64.0	64.0	64.0

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	市川三郷町 (市川三郷町立病院)
--------------	---------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区 分							
収 入	1. 企 業 債	13		108			
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金	10	20	22	37	31	27
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金	32	40	18	25	15	15
	7. そ の 他		3				
	収 入 計 (a)	55	63	148	62	46	42
	うち翌年度へ繰り越される 支 出 の 財 源 充 当 額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
支 出	純計(a)-{(b)+(c)} (A)	55	63	148	62	46	42
	1. 建 設 改 良 費	45	41	31	25	15	15
	2. 企 業 債 償 還 金	61	84	191	69	57	50
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他		2				
差 引	支 出 計 (B)	106	127	222	94	72	65
	差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	51	64	74	32	26	23
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	51	64	74	32	26	23
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
実 質 財 源	計 (D)	51	64	74	32	26	23
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)						
	当年度同意等債で未借入 又 は 未 発 行 の 額 (F)						
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)							

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(0) 130	(0) 130	(0) 140	(6) 160	(8) 160	(7) 150
資 本 的 収 支	(0) 10	(0) 20	(12) 22	(0) 37	(0) 31	(0) 27
合 計	(0) 140	(0) 150	(12) 162	(6) 197	(8) 191	(7) 177

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

別紙1 一般会計負担の考え方

収益的事業 (単位：百万円)

項 目	趣 旨	基 準	算出方法	H21
建設改良に要する経費 (利息)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院事業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができない認められるものに相当する額 (利息分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	(利息分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	7
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	リハビリ科運営にかかる経費-収入	14
救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	医師等人件費+空室確保による遺失収入-病院群輪番制委託料	33
高度医療に要する経費	高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	医療機器年間リース料×1/2 医療機器年間保守料×1/2	34
経営基盤強化対策に要する経費 (1)不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その収入ををもって充てることができないと認められるものに相当する額	地方交付税額算入額	26
経営基盤強化対策に要する経費 (2)医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	医師及び看護師等の研究研修費×1/2	2
経営基盤強化対策に要する経費 (3)病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	病院職員にかかる共済追加費用	18
地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費	経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額を限度とする)		15
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等保険衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	「医療・福祉・介護」相談員の設置に要する経費	5
その他			医師確保対策として必要な経費に相当する額で、一般会計が負担するための経費	6
収益的事業計				160

資本的事業 (単位：百万円)

項 目	趣 旨	基 準	算出方法	H21
建設改良に要する経費 (元金)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができない認められるものに相当する額 (元金分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	(元金分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	37
資本的事業計				37

(単位：百万円)

	H21
収益的事業＋資本的事業の合計	197